# 平成25年度からの税制改正について

# 生命保険料控除が改正されました

平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護又は医療保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除[適用限度額4万円(住民税28千円)]が設けられました。

平成24年1月1日以降に締結した保険と平成23年12月31日以前に締結した保険では、生命保険料控除の取り扱いが異なりますのでご注意ください。

### (1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円(住民税28千円)とされました。

12/1/12 0 1 1 1) C C 1 0 C O C O				
所得税の生命保険料控除額		住民税の生命保険料控除額		
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額	
20,000 円以下	支払保険料等の全額	12,000 円以下	支払保険料等の全額	
20,000 円超	支払保険料等×1/2	12,000 円超	支払保険料等×1/2	
40,000 円以下	+10,000円	32,000 円以下	+6,000円	
40,000 円超	支払保険料等×1/4	32,000 円超	支払保険料等×1/4	
80,000 円以下	+20,000円	56,000 円以下	+14,000円	
80,000 円超	一律 40,000 円	56,000 円超	一律 28,000 円	

<sup>※</sup>それぞれの控除の適用限度額は所得税 40,000 円、住民税 28,000 円、3 つの控除を合計した適 用限度額は所得税 120,000 円、住民税 70,000 円です。

### (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除ともそれぞれ適用限度額5万円(住民税35千円)が適用され、各保険料控除の控除額の計算はそれぞれ次の表のとおりとなります。

所得税の生命保険料控除額		住民税の生命保険料控除額	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000 円以下	支払保険料等の全額	15,000 円以下	支払保険料等の全額
25,000 円超	支払保険料等×1/2	15,000 円超	支払保険料等×1/2
50,000 円以下	+12,500 円	40,000 円以下	+7,500 円
50,000 円超	支払保険料等×1/4	40,000 円超	支払保険料等×1/4
100,000 円以下	+25,000 円	70,000 円以下	+17,500 円
100,000 円超	一律 50,000 円	70,000 円超	一律 35,000 円
※それぞれの控除の適用限度額け所得税50,000円 住民税35,000円 2つの控除を会計した適用限度額け			

<sup>※</sup>それぞれの控除の適用限度額は所得税 50,000 円、住民税 35,000 円、2 つの控除を合計した適用限度額は 所得税 100,000 円、住民税 70,000 円です。

### (3) 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限所得税4万円・住民税28千円)とされました。

- イ 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額
- ロ 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額
- ※上記(2)の控除適用限度額に関わらず、各控除の適用限度額は所得税40,000円、住民税28,000円です。

# 退職所得に係る住民税の10%を減額する特例措置の廃止

退職手当等に係る分離課税の所得割額から10%を控除する特例措置が廃止されました。この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等に適用されます。

平成 24 年 12 月 31 日以前 【改正前】	平成 25 年 1 月 1 日以降 【改正後】	
①(収入金額-退職所得控除額 <mark>※</mark> )×1/2	①(収入金額-退職所得控除額 <mark>※</mark> )×1/2	
②上記①×税率(市民税 6%・県民税 4%)	②上記①×税率(市民税 6%・県民税 4%)	
③上記②- (上記②×税額控除 10%)	③廃止	

#### ※退職所得控除額

- ■勤続年数20年以下 ⇒ 40万円×勤続年数(最低80万円)
- ■勤続年数21年以上 ⇒ 800万円+70万円× (勤続年数-20年)
- (2) 勤続年数5年以下の役員等に対する「退職所得の金額」の計算方法が変更になります。
  - ◎ 従来の「退職所得の金額」の計算方法

(収入金額-所得控除額) ×1/2

◎ 改正後の「退職所得の金額」の計算方法

(1/2 課税が廃止されます) 収入金額一所得控除額

# その他 平成 25 年度から適用される住民税の主な変更点

## 1. 医療費控除の対象範囲の拡大

医療費控除の対象となる医療費の範囲に、介護福祉士又は認定特定行為業務従事者が診療の補助として行う喀痰(かくたん)吸引等に係る費用の自己負担分を加えることとされました。 (介護福祉士は平成27年4月1日から、認定特定行為業務従事者は平成24年4月1日から、医師の指示、看護師等との連携の下、喀痰吸引等を実施できることとされています。)

#### 2. 先物取引に係る課税の特例の適用対象の拡大

平成 24 年 1 月 1 日以後に、次に掲げる取引を行った場合の雑所得等について、他の先物取引に係る雑所得等の課税と同じく、住民税率 5 パーセント(住民税 3 パーセント、県民税 2 パーセント)の分離課税とすることとされました。

- 店頭商品デリバティブ取引の差金等決済
- 店頭デリバティブ取引の差金等決済
- 店頭カバードワラントの権利行使・放棄、譲渡

## お問い合わせ先

## 須賀川税務署

- ◆ 住所 〒962-0844 須賀川市東町59番地の25 須賀川商工会館内
- ◆ 電話 0248-75-2194

石川町役場税務課 http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/

- ☆ 町税の減免申請について 収納係 **0247-26-9117**
- ☆ 町県民税申告相談会に関すること 課税係 0247-26-9118
- ◎ 参考 国税庁のホームページ www.nta.go.jp